令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和３年２月４日

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

○　障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応
○　令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：＋０．５６％　※ うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 ＋0.05%（令和３年９月末までの間）

１　障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等

（１）グループホームにおける重度化・高齢化に対応するための報酬の見直し
- 強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者に対する支援の評価　等

（２）自立生活援助の整備を促進するための報酬・人員基準等の見直し

（３）地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実を図るための加算の創設

（４）生活介護等における重度障害者への支援の評価の見直し
- 重度障害者支援加算の算定期間の延長及び単位数の見直し　等

（５）質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し
- 基本報酬の充実　・　従来評価されていなかった相談支援業務の評価　等

２　効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応

（１）就労移行支援・就労定着支援の質の向上に資する報酬等の見直し
- 一般就労への移行の更なる評価　等　・　定着実績を踏まえたきめ細かな評価　等

（２）就労継続支援Ａ型の基本報酬等の見直し（スコア方式の導入）

（３）就労継続支援Ｂ型の基本報酬等の見直し（報酬体系の類型化）

（４）医療型短期入所における受入体制の強化
- 基本報酬の充実　・　医療的ケアを必要とする障害児を利用対象者に位置付け

３　医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進

（１）医療的ケアが必要な障害児に対する支援の充実
- 新判定スコアを用いた基本報酬の創設　・　看護職員加配加算の算定要件の見直し

（２）放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し
- 基本報酬区分の見直し　・　より手厚い支援を評価する加算の創設（（３）も同様）

（３）児童発達支援の報酬等の見直し

（４）障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し
- 人員配置基準の見直し　・　ソーシャルワーカーの配置に対する評価

４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

- 自立生活援助における夜間の緊急対応・電話相談の評価
- 地域移行支援における地域移行実績の更なる評価
- 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援の評価
- 精神保健医療と福祉の連携の促進
- 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進
- ピアサポートの専門性の評価

５　感染症や災害への対応力の強化

（１）日頃からの感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の推進
- 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底（委員会開催、指針の整備、訓練の実施）
- 業務継続に向けた取組の強化（業務継続計画の策定・研修及び訓練の実施）
- 地域と連携した災害対応の強化（訓練に当たっての地域住民との連携）

（２）支援の継続を見据えた障害福祉現場におけるＩＣＴの活用
- 運営基準や報酬算定上必要となる会議等について、テレビ電話等を用いた対応を可能とする。

６　障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し

（１）医療連携体制加算の見直し
- 医療的ケア等の看護の濃度を考慮した加算額の設定

（２）障害者虐待防止の更なる推進、身体拘束等の適正化の推進
- 虐待防止委員会の設置　・　身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し
- より柔軟な配分ルールへの見直しによる加算の取得促進
- 処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)等の廃止　・　加算率の見直し

（４）業務効率化のためのＩＣＴの活用（再掲）

（５）その他経過措置の取扱い等
- 食事提供体制加算の経過措置の延長
- 送迎加算の継続（就労継続支援Ａ型、放課後等デイサービス）

グループホームにおける重度化・高齢化への対応

①重度障害者支援加算の対象者の拡充（強度行動障害を有する者に対する評価）

グループホームにおける重度障害者の受入体制を整備するため、障害支援区分４以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

重度障害者支援加算（Ⅰ）360単位／日　※ 重度障害者等包括支援の対象者（区分６かつ意思疎通が困難である等の一定の要件を満たす者）

【新設】重度障害者支援加算（Ⅱ）180単位／日　※区分４以上の強度行動障害を有する者

②医療的ケアが必要な者に対する評価

グループホームにおける医療的ケアが必要な者に対する支援について、看護職員を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】医療的ケア対応支援加算　　120単位／日

③強度行動障害を有する者の受入促進（体験利用の評価）

強度行動障害を有する者が地域移行のためにグループホームにおいて体験利用を行う場合に、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置するグループホームに対する加算を創設。

【新設】強度行動障害者体験利用加算　　400単位／日

④基本報酬の見直し

「日中サービス支援型グループホーム」の基本報酬について、重度障害者の受入れのインセンティブが働くようメリハリのある報酬体系に見直し。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現　　行】区分６:1,104単位／日、区分５：988単位／日、区分４：906単位／日、区分３：721単位／日

【見直し後】区分６:1,105単位／日、区分５：989単位／日、区分４：907単位／日、区分３：650単位／日

※　介護サービス包括型・外部サービス利用型の基本報酬についても、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直し。

⑤夜間支援等体制加算の見直し

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、

・夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害支援区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、

・夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置　※１

夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置

夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

➡（Ⅰ）に上乗せで加算　※２

※１　夜間支援等体制加算（Ⅰ）の見直し

（例）利用者が５人の場合　【現行】（区分に関わらず）269単位／日　⇒　【見直し後】区分４以上：269単位／日　区分３：224単位／日　区分２以下：179単位／日

※２【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）

（例）利用者が15人以下の場合　　夜間支援等体制加算（Ⅳ）60単位／日　　夜間支援等体制加算（Ⅴ）30単位／日　　夜間支援等体制加算（Ⅵ）30単位／日

※重度障害者の個人単位のホームヘルパーの利用の経過措置については、重度障害者の受入体制を確保する観点から引き続き継続。

自立生活援助の整備の促進

○　障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等を支援する自立生活援助の整備を促進するため、人員基準、支給決定の運用、報酬の見直しを行う。

人員基準の緩和

○　自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、別々の者を配置することとしていた「サービス管理責任者」と「地域生活支援員」の兼務を認める。

支給決定に係る運用の見直し

○　標準利用期間（１年）を超えて更にサービスが必要な場合について、原則１回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

報酬の見直し（主なもの）

● 自立生活援助サービス費（Ⅰ）の対象者の拡充

同居家族の死亡等により急遽一人暮らしをすることとなった者を加える。

【見直し後】
障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所等してから１年以内の者
又は　同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から１年以内の者

（参考）基本報酬	地域生活支援員1人当たり	
	30人未満	30人以上
自立生活援助サービス費（Ⅰ）	1,558単位／月	1,090単位／月
自立生活援助サービス費（Ⅱ）	1,166単位／月	817単位／月

● 同行支援加算の見直し

業務の適切な評価の観点から、加算の算定方法を見直す。

【現行】同行支援加算
（同行支援の回数にかかわらず）500単位／月

→

【見直し後】同行支援加算
（月２回まで）500単位／月　（月３回）750単位／月　（月４回以上）1,000単位／月

● 夜間の緊急対応・電話対応の新たな評価

特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談に対する加算を創設。

【新設】
イ　緊急時支援加算（Ⅰ）　711単位／日　※地域生活支援拠点等の場合＋50単位／日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等による支援を行った場合に評価。

ロ　緊急時支援加算（Ⅱ）　94単位／日
・緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に評価。

● 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

住宅施策との連携や体制強化について加算として評価。

【新設】居住支援連携体制加算　35単位／月（体制加算）
・居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に１回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合に評価。

【新設】地域居住支援体制強化推進加算　500単位／回（月１回を限度）
・住居の確保及び居住支援に係る課題を文書により報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

○　地域生活支援拠点等の整備の促進や機能の充実を図るため、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や緊急対応を行う訪問系サービス等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設。

＜地域生活支援拠点について＞

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第６期障害福祉計画（令和３年度～令和５年度）では「令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

（参考）全国1,741市町村の整備状況　※速報値であり変更がありうる
令和２年4月時点における整備状況　　468市町村（うち、圏域整備：　65圏域268市町村）
令和２年度末時点における整備見込　1,107市町村（うち、圏域整備：141圏域567市町村）

地域生活支援拠点等

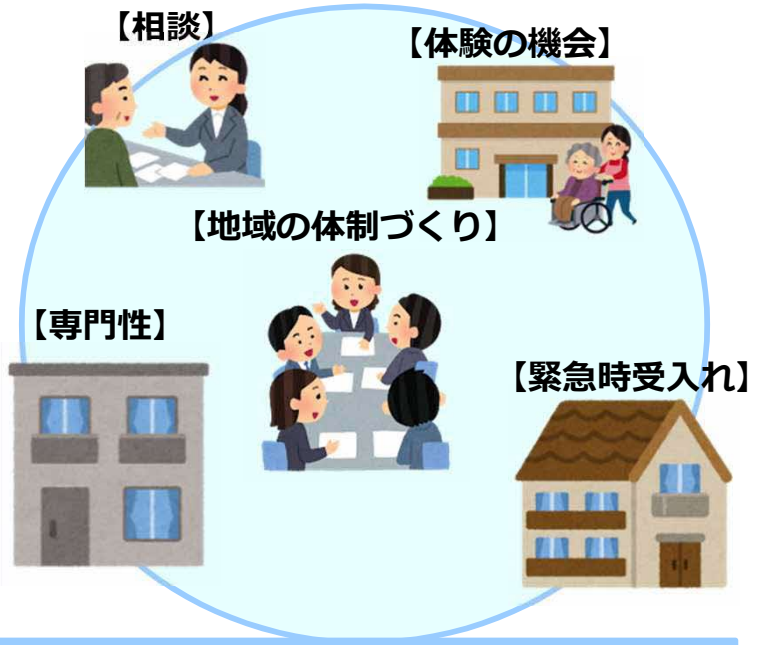

緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

○　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援　　＋50単位／回　※地域生活支援拠点等の場合

○　自立生活援助、地域定着支援
＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

・緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合、更に＋50単位を上乗せ。

緊急時のための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

○　短期入所　　＋100単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

・短期入所のサービス利用の開始日に加算。

（参考）地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）
（計画相談支援・障害児相談支援）地域生活支援拠点等相談強化加算　700単位／回（月４回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位／月（月１回限度）
（地域移行支援）障害福祉サービス体験利用支援加算　＋50単位／日　※地域生活支援拠点等の場合

重度障害者支援加算の見直し（生活介護・施設入所支援）

１．共通事項

○　強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行う場合の、利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

・算定期間：（現行）　90日　→（改正後）　180日

・単位数：　（現行）700単位　→（改正後）500単位

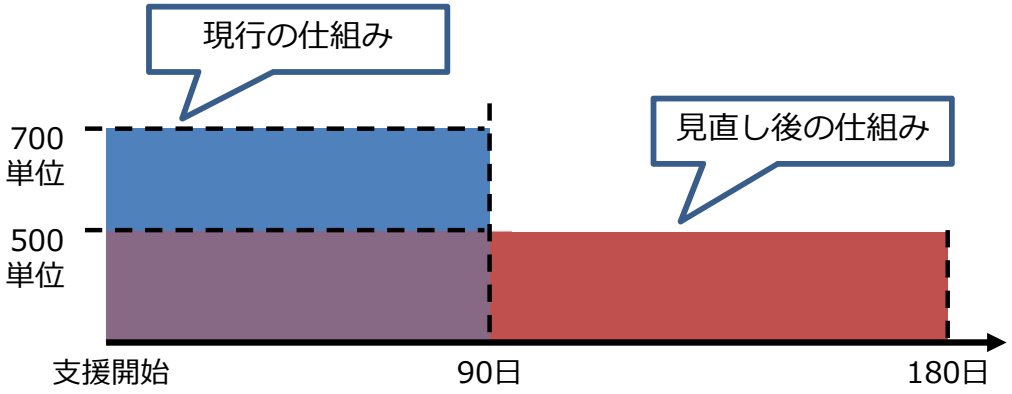

２．生活介護（強度行動障害関係）

○　強度行動障害を有する者が、障害者支援施設が実施している生活介護を通所で利用している場合であって、当該利用者に対する支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を実施している場合には、重度障害者支援加算の算定を可能とする。

・　強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を１人以上配置し、支援計画を作成する体制を整備　７単位／日

・　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を実施　180単位／日

３．生活介護（重症心身障害者関係）

○　重症心身障害者の受入を評価するため

・　人員配置体制加算（Ⅰ）※直接処遇職員を1.7:1以上配置

・　常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）※常勤換算で看護職員を３人以上配置

を算定している場合に、両加算の要件を超える人員配置をしている場合に加算を算定可能とする。

質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し

①基本報酬の充実　（単位数の引き上げと加算の組込み）

- Ⅰ 計画相談支援・障害児相談支援の経営実態を踏まえ、**経営実態が厳しい小規模事業所について大幅に基本報酬を引き上げ**
- Ⅱ 人員体制（相談支援専門員の常勤配置数）に応じた従来の「特定事業所加算」については、事務手続負担が軽減されるよう、**基本報酬へ組込み**
- Ⅲ 常勤専従職員の配置を更に促進するため、**従来より要件緩和した報酬区分を創設**

［令和3年改定後の段階別基本報酬単価］

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,462単位	1,464単位	1,864単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上			1,764単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上			1,672単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,522単位	1,622単位
機能強化なし				1,522単位

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	継続サービス利用支援費 現行	報酬引き上げ	旧特定事業所加算の組込み
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,211単位	1,213単位	1,613単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上			1,513単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上			1,410単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上		1,260 単位	1,360単位
機能強化なし				1,260単位

- 常勤専従1名の配置が必須の上で、複数の事業所で24時間の連絡体制が確保されること等で機能強化型の算定要件を満たすことを可能とする
  （地域生活支援拠点等を構成する指定特定相談支援事業所間の協働である場合。）

例）新【機能強化Ⅳ】 協働 新【機能強化Ⅳ】

【機能強化Ⅲ】が算定可能

- 全ての報酬区分において常勤専従の主任相談支援専門員を1人以上配置することを評価（100単位）

②従来評価されていなかった相談支援業務の新たな評価

- 従来評価されていなかった、計画決定月・モニタリング対象月以外の以下の業務について、新たに報酬上の評価を行う

支給決定前

【初回加算の拡充】

・利用開始前に、居宅等を訪問し、月２回以上の面接

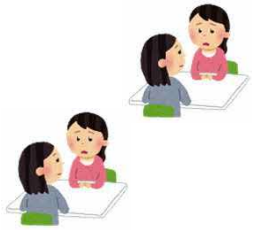

要件を満たした月につき、300単位/月を追加

障害福祉サービス利用期間中 ※モニタリング対象月以外

【集中支援加算の新設】

①居宅等を訪問し、月２回以上の面接
②サービス担当者会議の開催
③他機関の主催する会議へ参加

面接、会議開催、会議参加について　各300単位

サービス終了前後

【居宅介護支援事業所等連携加算の拡充】

①居宅等を訪問し、月２回以上の面接
②他機関の主催する会議へ参加
③他機関への書面による情報提供

300単位

※書面による情報提供は100単位

③事務負担軽減及び適切なモニタリング頻度の設定について

- 事務負担軽減のため、加算の算定要件となる業務の挙証書類については基準省令で定める記録（相談支援台帳（サービス等利用計画））等に記載・保管することで可とする。
- 適切なモニタリング頻度を担保するために以下の方策を行う
  ・利用者の個別性も踏まえてモニタリング頻度を決定すること等の周知徹底
  ・モニタリング頻度を短くする必要がある場合の例示　等

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

【就労移行支援】

● 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。

● 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近２か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5 割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4 割以上 5 割未満	939単位/日	959単位/日
3 割以上 4 割未満	811単位/日	820単位/日
2 割以上 3 割未満	689単位/日	690単位/日
1 割以上 2 割未満	567単位/日	557単位/日
0 割以上 1 割未満	527単位/日	507単位/日
0 割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において就職後６か月以上定着した者 ／ 前年度の利用定員数

【見直し後】

前年度及び前々年度において就職後６か月以上定着した者 ／ 前年度の利用定員数＋前々年度の利用定員数

● 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】583単位／回（新設）

（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

【就労定着支援】

● 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。

● 基本報酬の区分について、実績上位２区分に８割以上の事業所が分布している一方で、下位２区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】

就労定着率	基本報酬
9 割以上	3,215単位/月
8 割以上 9 割未満	2,652単位/月
7 割以上 8 割未満	2,130単位/月
5 割以上 7 割未満	1,607単位/月
3 割以上 5 割未満	1,366単位/月
1 割以上 3 割未満	1,206単位/月
1 割未満	1,045単位/月

【見直し後】

就労定着率	基本報酬
9 割 5 分以上	3,449単位/月
9 割以上 9 割 5 分未満	3,285単位/月
8 割以上 9 割未満	2,710単位/月
7 割以上 8 割未満	2,176単位/月
5 割以上 7 割未満	1,642単位/月
3 割以上 5 割未満	1,395単位/月
3 割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

● 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月１回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により１月に１回以上の支援」を行った場合に算定

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月１回共有した場合に算定

● 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】579単位／回（新設）

（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

※ 令和３年度における基本報酬においては、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響を踏まえ、前年度（令和２年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援Ａ型の基本報酬等の見直し

現　行

● 「１日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※　従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

● 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「１日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の５つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～８０点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	５点～４０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	０点～３５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～３５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価

スコア合計点

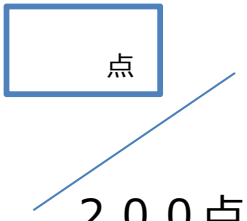

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※　従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

● 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。

※　令和３年度における基本報酬においては、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度（令和２年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

就労継続支援Ｂ型の基本報酬等の見直し

現行

●「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
１万円以上 2万円未満	589単位/日
５千円以上 １万円未満	574単位/日
５千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

（※）　令和３年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度（令和２年度）実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

●「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※）
・高工賃を実現している事業所を更に評価
・よりきめ細かく実績を反映するため８段階の評価を導入

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

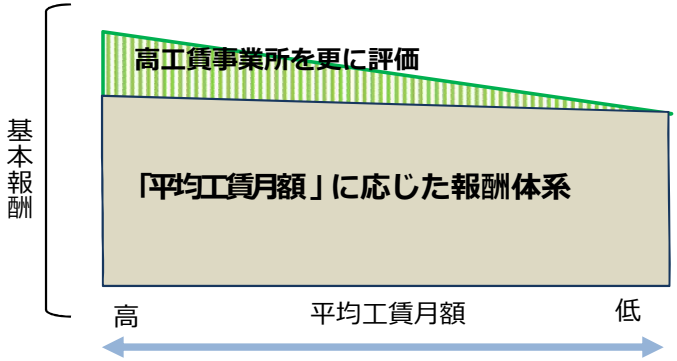

●「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

定員	基本報酬
２０人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

新たな加算の創設

【地域協働加算】（新設）　**３０単位／日**
利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】（新設）**100単位／月**
就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

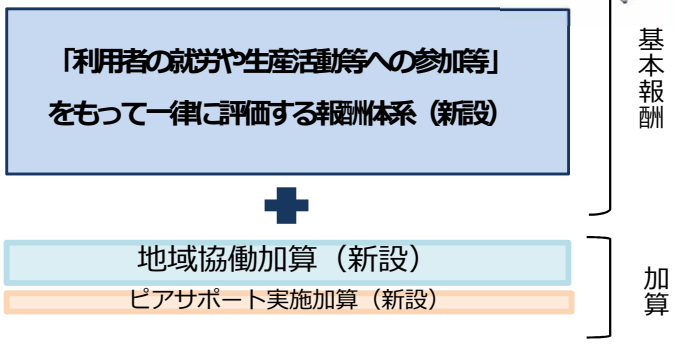

医療型短期入所の受入体制強化

１．基本報酬

○　医療型短期入所事業所の整備促進を図る観点から、経営実態も踏まえつつ、基本報酬を引き上げる。

（例）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）　：（現行）2,907単位／日　→（改正後）3,010単位／日

医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）：（現行）2,785単位／日　→（改定後）2,835単位／日

２．医療型短期入所の対象者の整理

○　障害支援区分５以上に該当し、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者を対象とする。

○　障害支援区分５以上に該当し、遷延性意識障害があり医療的ケアを必要とする者について、療養介護の対象者として明文化されることから、医療型短期入所においても、より単位数の高い報酬区分の対象者とする。

○　医療的ケアの新判定スコアにおいて、16点以上である障害児を対象とする。

３．特別重度支援加算の算定要件と単位数の見直し

○　特別重度支援加算の算定要件について、強度行動障害があり医療的ケアを必要とする者や医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児を医療型短期入所の対象者とすることに伴い、いわゆる「動ける医ケア児」に対する支援を実施した場合にも特別重度支援加算を算定可能となるよう、「運動機能が座位まで」の要件を削除。

○　その上で、利用者が必要とする医療的ケアの判定スコアの合算点数に応じて、単位数にメリハリをつける。

（現行）388単位／日　（改正後）610単位／日（25点以上）　又は　297単位／日（10点以上）

４．日中活動支援の評価

○　医療型短期入所の利用者は、当該短期入所事業所から通所事業所へ通うことに困難を伴うことが想定される。

○　相談支援専門員が作成するサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において、医療型短期入所事業所での日中活動支援が必要されている場合であって、当該事業所において、保育士やリハビリテーションを行う専門職を配置した上で、当該専門職が日中活動に係る支援計画を作成し、日中活動を実施している場合に評価する加算を創設する。

医療的ケア児者に対する支援の充実（全体像）

■ 看護職員の配置に関する改定項目

	サービス名	項目	改定概要
障害児	**児童発達支援 放課後等デイサービス**	新 **基本報酬の新設（一般事業所）**	いわゆる**「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア**を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。医療濃度に応じ、「３：１（新スコア15点以下の児）」「２：１（新スコア16～31点の児）」又は「１：１（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合に必要な額を手当て。
		改 **看護職員加配加算の要件緩和（重心事業所）**	看護職員加配加算の要件を、「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
		改 看護職員の基準人員への算入	看護職員(※)について、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に含めることを可能とする。 （※医療的ケア児の基本報酬又は看護職員加配加算の対象としている場合を除く）
	福祉型障害児入所施設	改 **看護職員配置加算の要件緩和**	（障害児通所支援と同様に）看護職員加配加算の要件を「8点以上の医療的ケア児5人以上」から、8点以上の児に限らずに「その事業所の医療的ケア児の合計点数40点以上」に見直し。
障害者	**生活介護**	新 常勤看護職員等加配加算（Ⅲ）	常勤換算で看護職員を３人以上配置し、新判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに該当する利用者を２名以上受け入れている事業所を評価する区分を創設。
共通	**サービス共通（短期入所・重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）**	**医療連携体制加算** 改 一部 新	・従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、**医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価を適正化。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。 ・通常は看護師配置がない**福祉型短期入所**でも、**高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。**

■ 看護職員の配置以外の改定項目（再掲：詳細は各サービスの改定資料を参照）

	サービス名	項目	改定概要
障害児者	医療型短期入所	改 対象者要件	新たに、医療的ケア(新スコア16点以上)を必要とする障害児や、高度な医療的ケアが必要で強度行動障害により常時介護を必要とする障害者等を対象とする。
		改 特別重度支援加算	いわゆる「動ける医ケア児」に対応できるよう「運動機能が座位まで」の要件を削除した上で、医療度の高い者の評価を引き上げる。
障害者	共同生活援助	新 医療的ケア対応支援加算	医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）

■ 基本的な考え方

○ 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。

○ **今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。**
基本報酬においては、医療濃度に応じ、「３：１（新スコア15点以下の児）」「２：１（新スコア16～31点の児）」又は「１：１（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。

○ また、**１事業所当たりごく少人数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。**（※従来の看護職員加配加算を改組）

※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、**新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善**を行う。

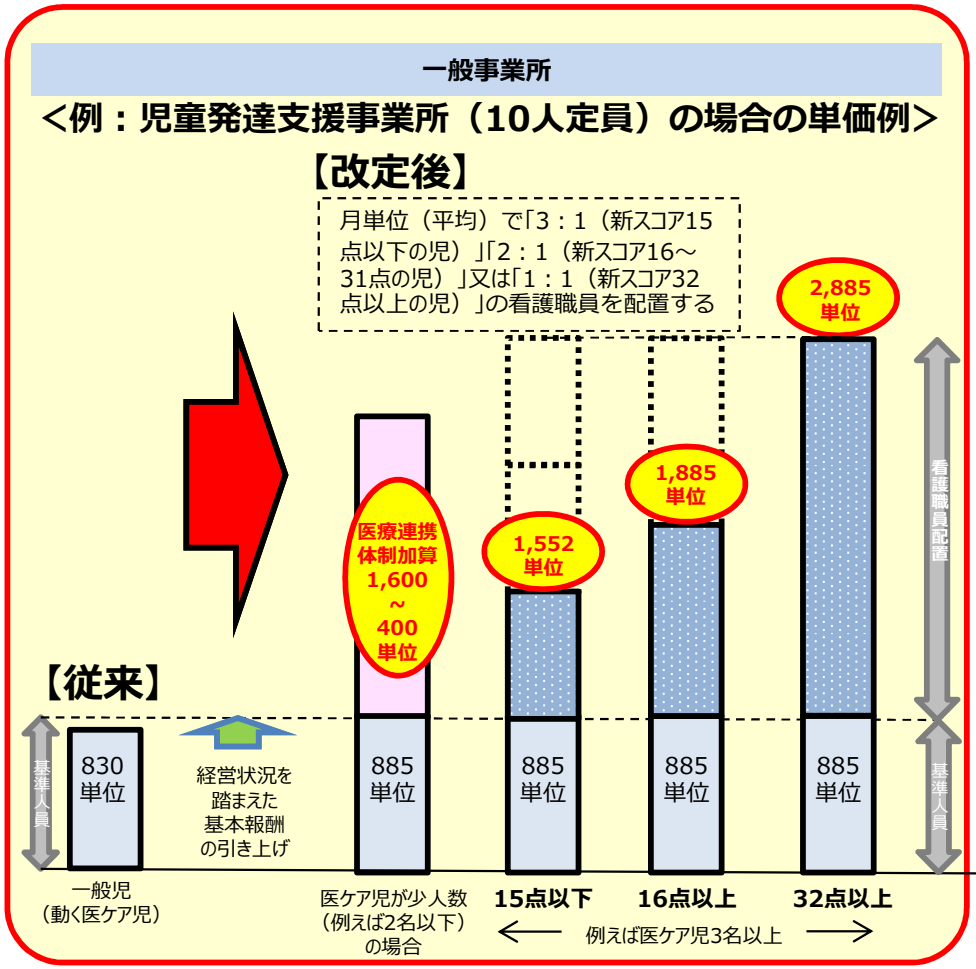

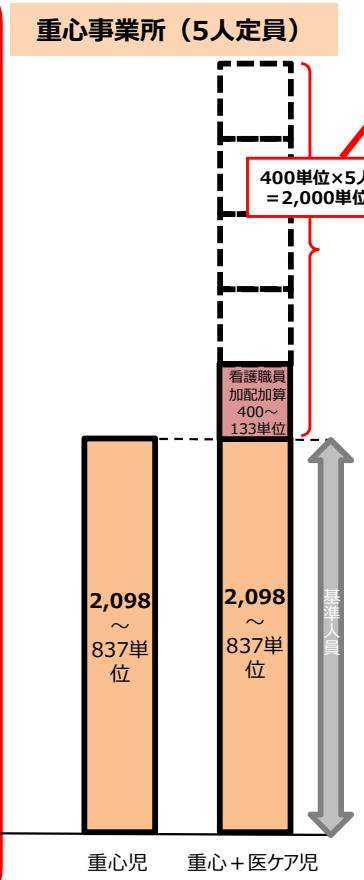

重心事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）については、従来どおり基本報酬（5人定員の場合、現行2,098単位）に、看護職員加配加算を加える構造を維持するが、実情に合わせ、**看護職員加配加算の要件を緩和（従来：「8点以上の医ケア児が5人以上」⇒改定後：「その事業所の医ケア児の合計点数40点以上」）**。

★医療的ケアの新判定スコア

■点数変更（要件変更を含む） ■追加項目

医療的ケアのスコアを見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定

	項目		基本スコア	見守りスコア 高	中	低
1	人工呼吸器（NPPV、ネイザルハイフロー、バーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む）		10	2	1	0
2	気管切開		8	2		0
3	鼻咽頭エアウェイ		5	1		0
4	酸素療法		8	1		0
5	吸引	口鼻腔・気管内吸引	8	1		0
6	利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入		3	0		
7	経管栄養	経鼻胃管、胃瘻	8	2		0
		経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	8	2		0
		持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
8	中心静脈カテーテル	中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など	8	2		0
9	その他の注射管理	皮下注射（インスリン、麻薬など）	5	1		0
		持続皮下注射ポンプ使用	3	1		0
10	血糖測定	利用時間中の観血的血糖測定器	3	0		
		埋め込み式血糖測定器による血糖測定	3	1		0
11	継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む）		8	2		0
12	排尿管理	利用時間中の間欠的導尿	5	0		
		持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）	3	1		0
13	排便管理	消化管ストーマ	5	1		0
		利用時間中の摘便、洗腸	5	0		
		利用時間中の浣腸	3	0		
14	痙攣時の管理	座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など	3	2		1

放課後等デイサービスの報酬体系等の見直し

○ 放課後等デイサービスについて、現行の事業所を２区分に分けて報酬設定する方法（※１）を改め、**より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かく以下の加算を算定**。

① 個別サポート加算Ⅰ　：**ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）**への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ　：**虐待等の要保護児童等**への支援について評価

③ 専門的支援加算　：**専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価（※２）

（※１）現行は、一定の指標に該当する障害児の数が５割以上である場合を「区分１」、５割未満を「区分２」として、基本報酬を２段階に設定
（※２）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者を常勤換算で１以上配置した場合に評価

○ また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加する。

○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

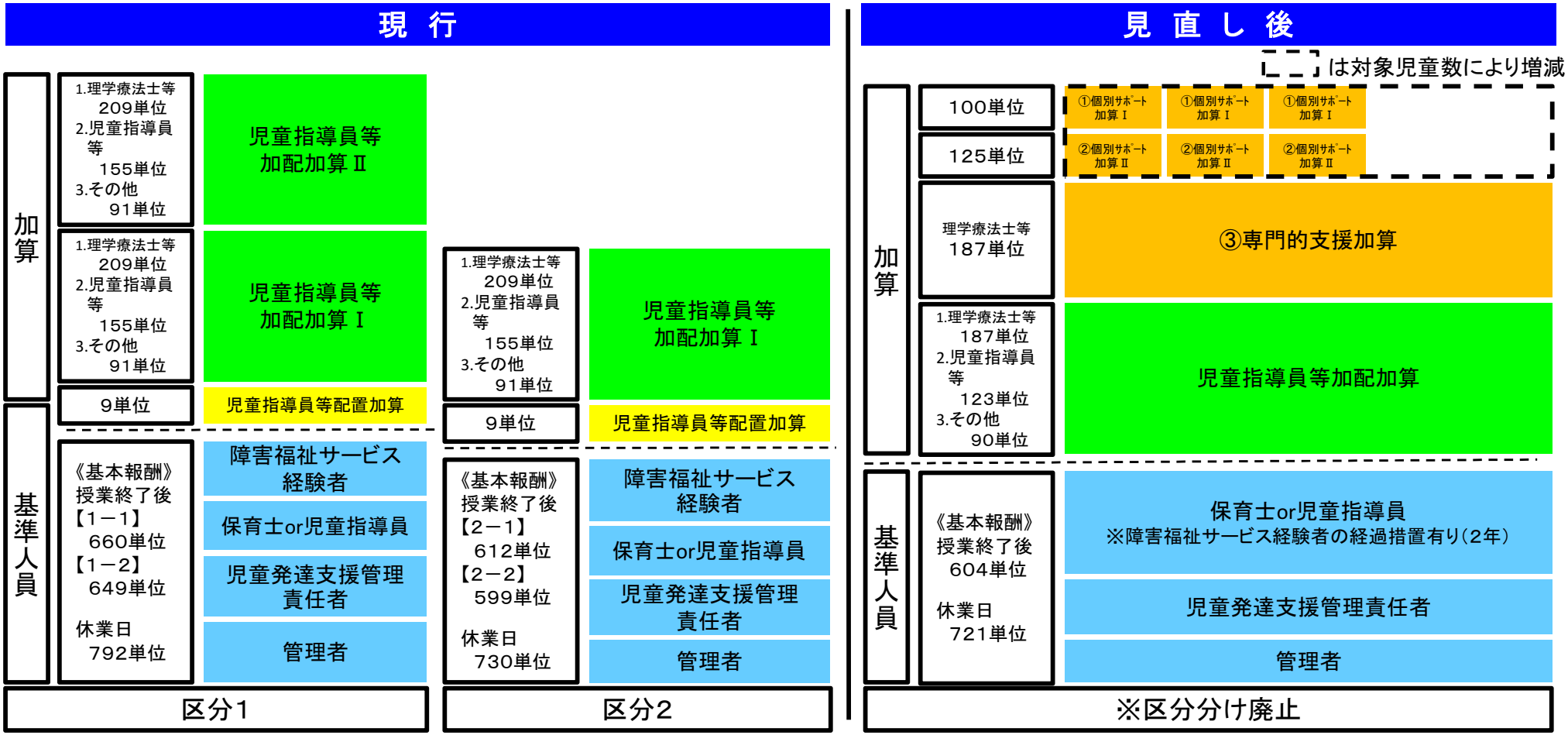

※ 単位数は障害児（重症心身障害児を除く）に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う定員10名以下の場合を記載

※ 上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援センターの報酬等の見直し

○ 児童発達支援センターについて、乳幼児期の障害児の支援の中核機関として、**より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算の算定**を新たに可能とする。
① 個別サポート加算Ⅰ　：**ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）**への支援を評価
② 個別サポート加算Ⅱ　：**虐待等の要保護児童等**への支援について評価
③ 専門的支援加算　：**専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価（※）
（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、５年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で１以上配置した場合に評価

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。
○ 児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

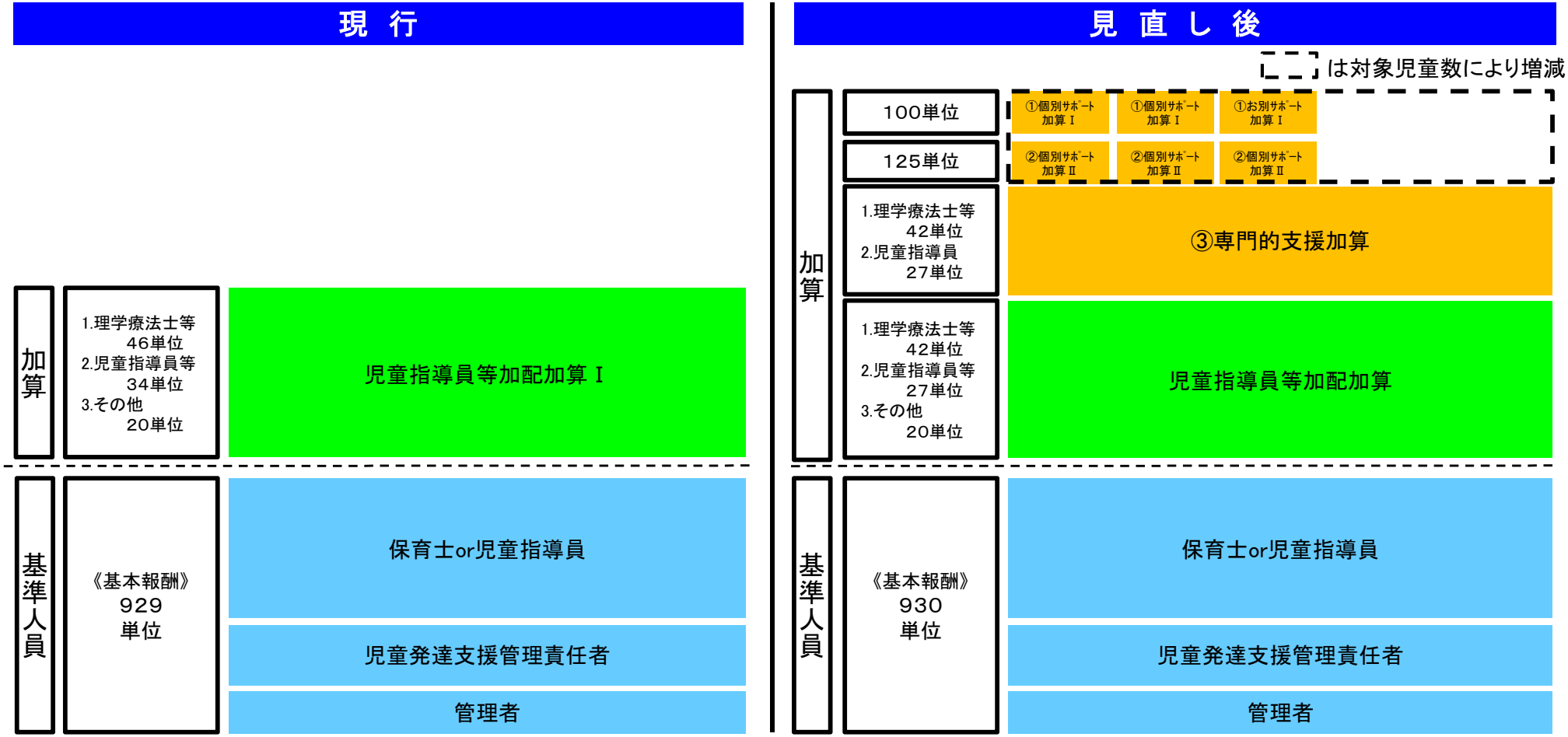

※単位数は障害児（難聴児、重症心身障害児に対し支援を行う場合を除く）に支援する場合の定員 41人以上50人以下の場合を記載
※上記図の高さは単位数とは一致しない

児童発達支援事業所（センター以外）の報酬等の見直し

○ 児童発達支援事業所（センター以外）について、従業者の配置に対して一律に加算する「児童指導員等加配加算Ⅱ」を改め、**より手厚い支援を必要とする子どもに応じて、きめ細かい支援が可能となるよう、以下の加算**に組み替える。

① 個別サポート加算Ⅰ　：**ケアニーズの高い児童（著しく重度および行動上の課題のある児童）**への支援を評価

② 個別サポート加算Ⅱ　：**虐待等の要保護児童等**への支援について評価

③ 専門的支援加算　：**専門的支援を必要とする児童**のため専門職の配置を評価（※）

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、国リハ視覚障害学科履修者、５年以上児童福祉事業に従事した保育士・児童指導員を常勤換算で１以上配置した場合に評価

○ また、支援の質を向上させるための従業者要件の見直し（障害福祉サービス経験者を廃止）を行う。（経過措置有り）

○ さらに、難聴児の早期支援に向けて、児童指導員等加配加算の対象資格に手話通訳士及び手話通訳者を追加。

○ 基本報酬及び児童指導員等加配加算の単位数については、経営状況を踏まえ見直し。

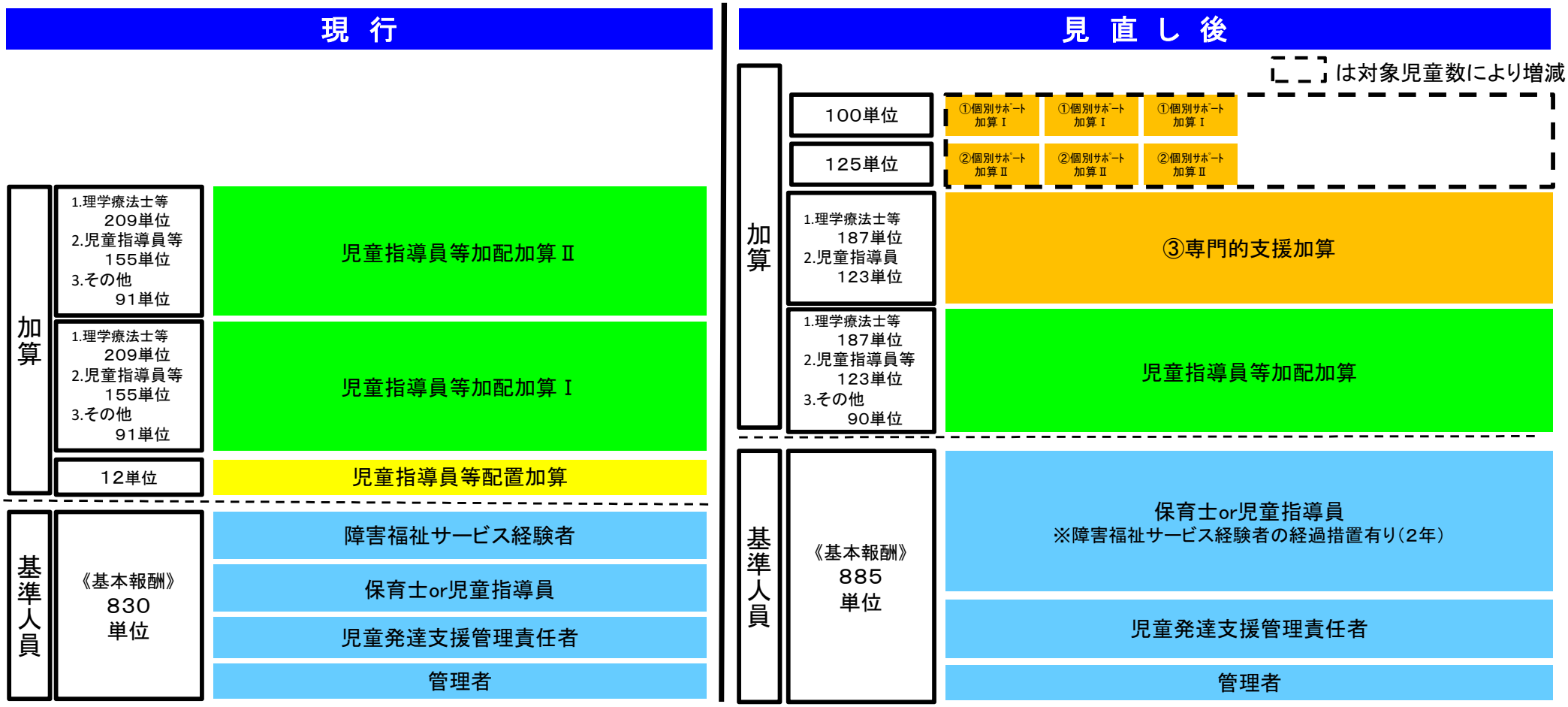

※単位数は主に小学校就学前の障害児に対して支援を行う利用定員10名以下の場合を記載

※上記図の高さは単位数とは一致しない

障害児入所施設における報酬・人員基準等の見直し

○ 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和２年２月）を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し（4.3：1→4:1等）をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。

○ 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価等を行う。

○ 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

・ 主として知的障害児を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児 4:1・少年 5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から４：１に見直すとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区　分	現　行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	４．３：１	４：１
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児　４：１ 少年　５：１	４：１
主として肢体不自由児を入所させる施設	３．５：１	３．５：１

【参考：児童養護施設の人員基準】
- ０～１歳児　1.6：１（1.3：１まで加算で対応）
- ２歳児　２：１
- ３歳児～就学前　４：１（３：１まで加算で対応）
- 就学児　5.5：１（４：１まで加算で対応）

【基本報酬の見直しの内容】　※定員が31人以上40人以下の場合の例
主として知的障害児を入所させる施設　（現行）６５５単位　→　（見直し後）６８８単位

○ ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。（利用定員、提供児童等に応じた単位を設定　8～159単位）

【ソーシャルワーカーの概要】

区　分	概　要
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス等に従事した者
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
主な役割	・入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する　など

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

○　精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、当該ケアシステムの構築に資する取組を評価する。

夜間の緊急対応･電話相談の評価

○　自立生活援助事業者が緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに利用者の居宅等への訪問等又は電話による相談援助を行った場合を評価。

利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援の場合
（新）イ　緊急時支援加算（Ⅰ）711単位／日

電話による相談支援を行った場合
（新）ロ　緊急時支援加算（Ⅱ）94単位／日

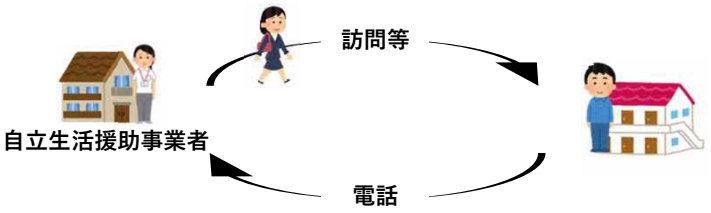

地域移行実績の更なる評価

○　障害者の地域移行を更に促進するため、地域移行支援事業者における地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。

地域移行支援サービス費

	現行	改定後
（Ⅰ）	3,059単位／月	**(新)3,504単位／月**
（Ⅱ）	2,347単位／月	3,062単位／月
（Ⅲ）		2,349単位／月

(※)地域移行支援サービス費（Ⅰ）は**前年度に３人以上の地域移行の実績**を有すること等の要件を満たすこと。

可能な限り早期の地域移行支援

○　可能な限り早期の地域移行支援を推進するため、入院後１年未満で退院する場合に退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価。

（見直し後）退院・退所月加算　2,700単位／月
（１年未満で退院する場合）＋500単位／月

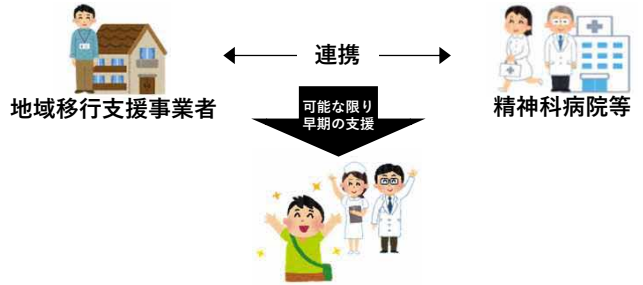

精神保健医療と福祉の連携の促進

○　あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供することを評価。

（新）日常生活支援情報提供加算
100単位／回（月に１回を限度）

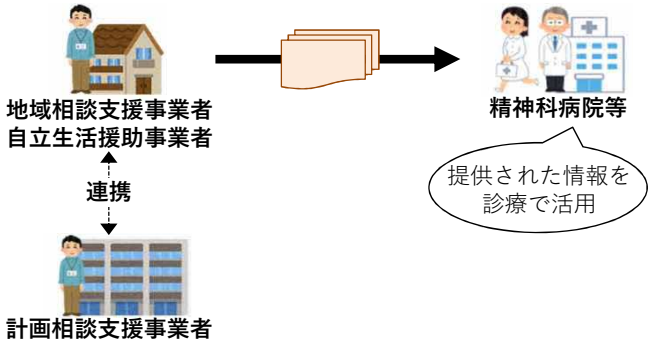

居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

○　地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

（新）居住支援連携体制加算　35単位／月

○　住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

（新）地域居住支援体制強化推進加算
500単位／回（月に１回を限度）

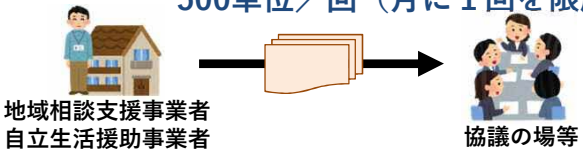

ピアサポートの専門性の評価

○　ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で評価。

（新）ピアサポート体制加算　100単位／月

（※１）計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援で算定可能。
（※２）就労継続支援B型についても、基本報酬の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのﾋﾟｱｻﾎﾟｰﾄの活躍を別途評価。
（※３）身体障害、知的障害においても同様に評価。

経験者としての視点で、リカバリー体験を活かした助言や共に行動をする支援

感染症や災害への対応力強化

○　感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

1　感染症対策の強化（全サービス）

○　全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

2　業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

※ ３年の経過措置期間を設ける

3　地域と連携した災害対応の強化（施設系、通所系、居住系サービス）

○　災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業者（施設系、通所系、居住系）において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

障害福祉現場の業務効率化のためのＩＣＴ活用

○　運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応を可能とする。

	事項	対象サービス	内容
委員会・会議等	感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会	全サービス共通	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	身体拘束等の適正化のための対策検討委員会	訪問系サービス、通所系サービス、入所系サービス	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	虐待防止のための対策検討委員会	全サービス共通	虐待の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	個別支援計画作成等に係る担当者等会議	通所系サービス、入所系サービス	利用者に対するサービス提供に当たる担当者等で行われる個別支援計画等の作成に係る会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	サービス担当者会議 事例検討会等	計画相談支援、障害児相談支援	サービス等利用計画の作成のために福祉サービスの担当者で行われる会議や基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	特定事業所加算	訪問系サービス	利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における技術指導を目的とした会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	リハビリテーション加算	生活介護	リハビリテーション実施計画の作成や支援終了時に医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者で行われるリハビリテーションカンファレンスについて、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	日中活動支援加算 （新設）	短期入所	日中活動実施計画を作成するに当たって、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口移行加算	施設入所支援	経口移行計画を作成するに当たって、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同する場面について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	経口維持加算	施設入所支援	経口維持計画を作成するに当たって、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	支援計画会議実施加算 (新設)	就労移行支援	就労移行支援計画等の作成等に当たって、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等障害者の就労支援に従事する者により構成される会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	定着支援連携促進加算 (新設)	就労定着支援	地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等との連携を図るため、関係機関等を交えた会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	居住支援連携体制加算 (新設)	自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援	精神障害者等の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、居住支援協議会や居住支援法人との情報連携・共有を図る場について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
	関係機関連携加算	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス	障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
相談等	雇用に伴う日常生活上の相談等	就労定着支援	利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する利用者に対する相談、指導等の支援について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

医療連携体制加算の見直し　～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス　：　短期入所[a)]・重度障害者包括支援[b)]・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない**福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設**。

内容で分類

医ケア以外は短時間区分を導入

	改定後						改定前（対象者数）	
	算定要件（対象者数）							
	医ケア以外	医ケア	対象サービス及び時間	1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名	1名	2～8名
1	○		1時間未満	32単位			a,b）600単位 その他）500単位	a,b）300単位 その他）250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満[注1)]	a,b）960単位 その他）800単位	600単位 500単位	480単位 400単位		
5		○	＜福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ＞ 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位	1,000単位	500単位
6		○	＜福祉型短期入所＞ 8時間以上 注）新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	＜福祉型短期入所・共同生活援助＞ 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							

医療的ケアの単価の充実

福祉型短期入所の長時間の評価を導入

注１）重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。
※　上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和４年度より義務化（令和3年度は努力義務）

［現　　行］
①　従業者への研修実施（**努力義務**）
②　虐待の防止等のための責任者の設置（**努力義務**）

［見直し後］
①　従業者への研修実施（**義務化**）
②　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
③　虐待の防止等のための責任者の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※　小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。
【例】
①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

○　身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○　訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和３年４月から義務化する。

①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

②　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※　虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算５単位／日）

ただし、②から④については、令和５年４月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和５年４月からの適用とする。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の見直し

○　福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りつつ、更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直すことにより取得促進を図る。

○　処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、事業者による職場環境改善の取組をより実効性の高いものとする観点からの見直しを行う。

①　職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行う。
・職員の新規採用や定着促進に資する取組　・職員のキャリアアップに資する取組　・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組　・生産性の向上につながる取組
・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組　・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組

②　職場環境等要件に基づく取組の実施について、原則、当該年度における取組の実施を求めることとする。

○　従来からの処遇改善加算の減算区分であるⅣ及びⅤ並びに処遇改善特別加算（※）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、１年の経過措置を設けた上で廃止する。（※）処遇改善加算よりも下位の加算（障害報酬における独自の加算）

○　処遇改善加算等の加算率の算定方法を見直す（※）。見直しに際しては、加算率の変更による影響を緩和する観点から、各サービスの経営状況等を踏まえつつ、今回及び今後の報酬改定において段階的に反映する。

（※）処遇改善加算の加算率の算定方法の見直し
これまで用いている社会福祉施設等調査では、各サービスの常勤換算職員数と当該サービスの提供実態との間に乖離がみられること等から、今後の加算率の算定に当たっては、複数のサービスにグループ分けした上で、障害福祉サービス等経営実態調査における従事者数及び報酬請求事業所数を用いる。

特定処遇改善加算の配分ルールの緩和

＜見直し前＞
①　「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち１人以上は、月額８万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増
②　グループ（①、②、③)の平均処遇改善額について、
・「①は、**②の２倍以上**」
・「③は、②の２分の１以下」

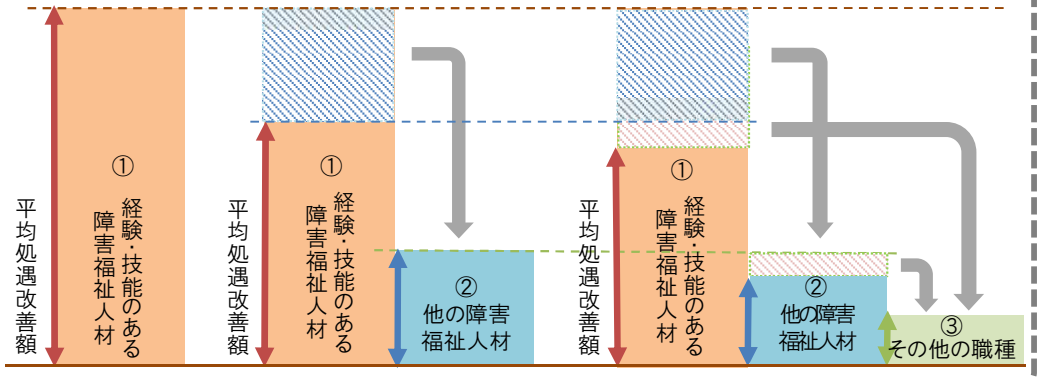

＜見直し後＞
①　「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち１人以上は、月額８万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増　→ 維持
②　グループ（①、②、③)の平均処遇改善額について、
・「①は、②**より高く**」→ **緩和**
・「③は、②の２分の１以下」→ 維持

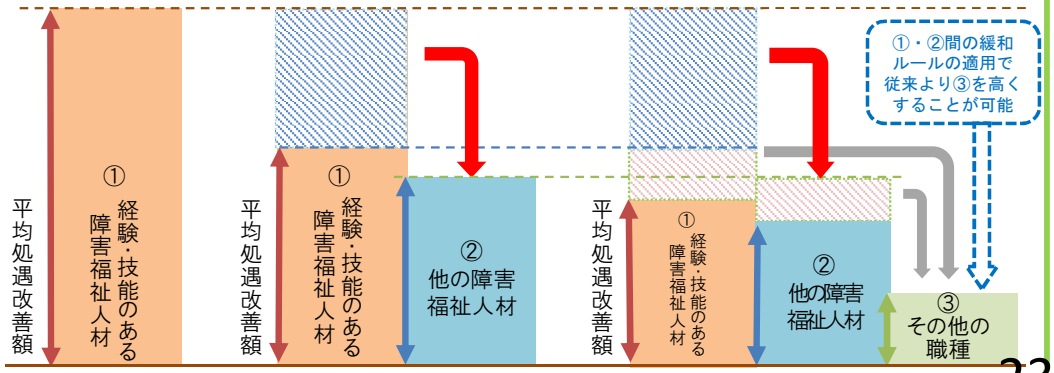

（参考）福祉・介護職員等特定処遇改善加算・処遇改善加算の全体のイメージ

＜福祉・介護職員等特定処遇改善の取得要件＞
- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得していること
- 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

＜サービス種類内の加算率＞
- 福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を２段階に設定

＜特定処遇改善加算の取得状況＞

	令和元年10月	令和２年１月	令和２年４月	令和２年９月
（Ⅰ）	21.5%	24.4%	28.3%	29.2%
（Ⅱ）	11.6%	14.2%	17.2%	17.6%
合計	33.1%	38.5%	45.5%	46.8%

＜処遇改善加算・処遇改善特別加算の取得状況＞

	平成29年４月	平成30年４月	平成31年４月	令和２年４月	令和２年９月
Ⅰ（37,000円）	48.8%	58.1%	62.7%	67.5%	68.1%
Ⅱ（27,000円）	14.8%	9.9%	8.6%	7.4%	7.3%
Ⅲ（15,000円）	11.8%	9.8%	8.7%	7.2%	7.0%
Ⅳ（Ⅲ×0.9）	1.0%	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%
Ⅴ（Ⅲ×0.8）	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%	0.3%
処遇改善加算合計	77.0%	79.2%	81.1%	82.8%	83.1%

処遇改善特別加算（5,000円）	1.0%	0.9%	0.6%	0.5%	0.5%

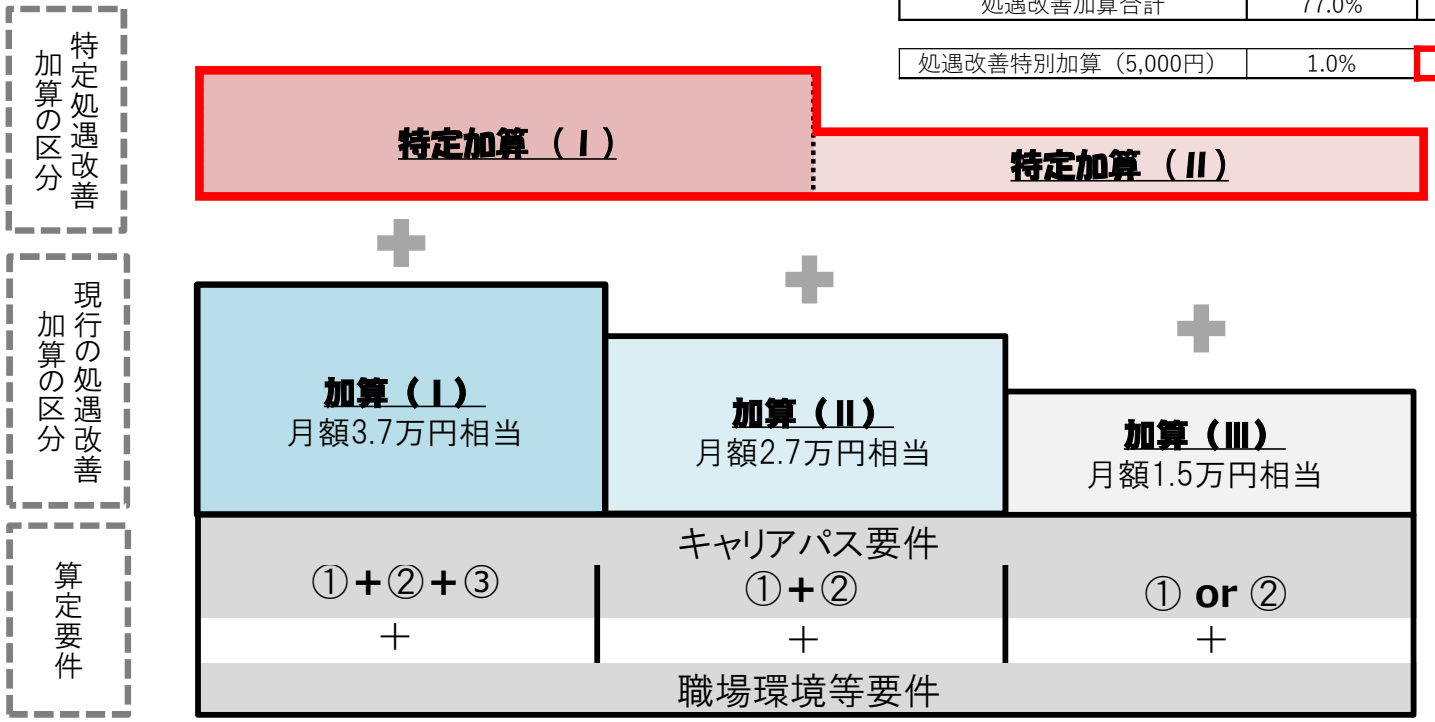

以下の加算区分は廃止

※ 経過措置として、令和2年度末から引き続き算定する事業所のみ令和3年度中（令和4年3月サービス提供分）までは算定可能

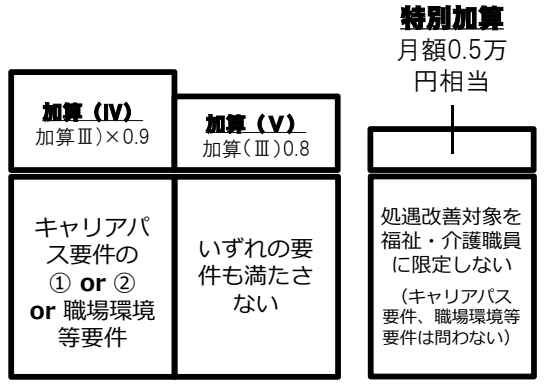

（注）「キャリアパス要件①」･･･職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
「キャリアパス要件②」･･･資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
「キャリアパス要件③」･･･経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
「職場環境等要件」･･･賃金改善以外の処遇改善を実施すること